

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和7年12月17日（水曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後3時8分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委 員 長 勝田 鮮二 副 委 員 長 加嶋 辰史 委 員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	寺坂寛夫議員		
事務局職員	庶務係主幹 杉本 裕未	議事係主任	福田 佳菜
出席説明員	<p>【福祉部】</p> 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 渡邊 聡 長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 前岡 和憲 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 竹内 大 保険年金課医療費適正化推進室長 梶 晶子		
	<p>【健康こども部】</p> 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 山根 徑 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 加藤 敦子 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 尾崎真奈美 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課健診推進室長 小森 里美 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平 生活安全課長 門木 淳子 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		
	<p>【市立病院】</p> 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲		

	事務局医事課長 谷口 智章 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課課長補佐 和口 豊実
傍 聴 者	5人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【市立病院】

◆勝田鮮二委員長 それでは少し時間早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、市立病院の議案審査の後、福祉部の議案審査、陳情審査、健康こども部の議案審査の順に進めてまいります。それでは審査に入ります前に、平野病院事業管理者より挨拶をいただきたいと思えます。平野管理者。

○平野文弘病院事業管理者 おはようございます。事業管理者平野です。だんだん寒さも増してきて、時々日中は暖かくなったり、朝方はえらい寒いというようなことで体調の変化というか、それとインフルエンザもぼちぼち流行しておりますので、皆さん手指消毒とか、マスクとか、予防に十分気をつけていただけたらという具合に思えます。

市立病院のほうですが、先週の火曜日12月の9日の日ですが、議案第146号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算ということで、今回は物価高騰に伴う薬品費あるいは材料費等に係る費用の上昇分の補正、それから設備投資については機器の更新時期の延期等に、見直し等に係る事業費の削減、それから人事院勧告分以外の部分で退職等により給与費の減が見込まれることからということで併せて補正を行っております。先週の火曜日12月9日の日に詳細については御説明させていただいたとおりでございます。

本日は先ほど委員長のほうからもございましたが、議案の審査ということでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第146号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第146号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。魚崎委員どうぞ。

◆魚崎 勇委員 魚崎です。9日の説明の中で収益的支出の中の経費で、診断システム改定ということで補正上がっていますが、今いろんなサイバー攻撃があるわけですけど、このシステムが例えば攻撃を受けて止まったりしたらどんなところに影響が出ますかね。それと、復旧とか、その状況はどうなるのかなというのが心配です。大きな企業じゃないから、要するに身代金目当てのというようなことはないと思えますけども、その関連で、ほかの企業が受けて、そのデータをもらったりして何かしていることがあったりしたら、多少なりとも影響受けます

んで、その辺がもし分かれば教えてください。

◆勝田鮮二委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 医事課長谷口です。ただいまの御質問、この健診システムが何らかの攻撃を受けた場合の被害ということだと思っておりますが、電子カルテ全般について、併せてお答えさせていただきますと、当然こういった専用のシステムは直接インターネットにはつながっておりません、オフラインの環境で運用されておりますので、通常の運用においてはなかなか直接的な攻撃を受けるということは考えられないと思います。万が一そういったことが起こった場合でもバックアップを取っております、幾つかのバックアップを取っているもので、何かあった場合でも直前の状態に復旧できるような体制は整えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 材料費や経費の高騰分については説明もあって、この物価高騰の折の影響を受けているということとはよく分かります。あと、人件費の関係で時間外は去年と比べてどうなっているのかというところが少し説明いただけるとありがたいです。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田です。ちょっと詳細の数字を持ち合わせておりませんが、時間外手当については病院全体で労働時間の適正化ということをやっております、働き方改革の中でも計画を立てて実績を出してやっております。昨年ちょっと医師等の時間外手当がかなり伸びたということもあって、それと比較しますと今年は若干減少傾向かなという気はしますが、相変わらず医師の残業手当というのが高い水準ではありますので、その辺りは病院全体として取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 時間外勤務のところの会計年度任用職員以外のところの時間外と、それから会計年度任用職員さんの時間外を比べると、やっぱり正職員さんが主たる業務を、特に時間外なんかは正職員さんでやっておられる、会計年度の職員さんにはさせないようになっていことなのかと、そういうところだと思っておりますが、この会計年度任用職員さんというのは、例えば看護師さんなどで夜勤ができないとか、そういう方もおられるのか、本来ならば正規の職員さんでやってほしい部分なんだけど、やむを得ないことでそういうことになっているのか、そこら辺の正規職員で賄いたい人数のところだけ、ということなのか、そこら辺ちょっと教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田です。原則的には会計年度任用職員は短時間勤務の職員ですので、一応日勤帯の勤務を原則としておりますので、一応夜勤とか専従みたいな雇用の仕方は今のところは、今後はちょっとまた、検討の必要あるかもしれませんが、そういう仕方はしていません。あと、調理とかそういったことで、シフトで、早朝で早番とかそういうのはありますけれども、時間外の対象にはなっておりません。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、簡潔にまとめてください。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。正規職員さんの不足の状況について最後教えてください。

◆勝田鮮二委員長 松田次長。

○松田真治次長兼総務課長 事務局次長松田でございます。不足というのは定数に対する不足と
いいますか、そういったところは、補充はできております。退職者が出れば1年遅れになりま
すが、それを見越して採用しておりますので、基本的に多少の誤差はあっても定数は満たして
いるという、定数といいますか、職員の必要数は満たしておるという認識でございます。以上
です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございま
すか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第146号令和7年度鳥取市
病院事業会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で
よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 そのほか何かありますか。では、これで市立病院を終了します。市立病院の
皆様は退席ください。お疲れさまでした。

【福祉部】

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続き福祉部に入ります。まず、藏増福祉部長より挨拶をいただ
きたいと思います。藏増部長。

○藏増祐子福祉部長 おはようございます。福祉部長の藏増でございます。本日は先日12月9日
に御説明を申し上げました福祉部の所管に係る予算の議案が4件、条例改正に係る議案が3件、
それから指定管理者の指定についての議案が1件でございます。御審議のほどよろしくお願
いいたします。

◆勝田鮮二委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしてい
たきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第4号）のうち所管に属する部分（質疑・ 討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただ
いております。それでは議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所
管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。
岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 岡田信俊です。まず、事業別概要書20ページの下段であります。アルツハイマ
ー治療薬補助金ということでありまして、これ読ませていただきますと認知症の進行を抑制す
ることができる治療薬が誕生したと、それで、アルツハイマーの治療の段階で治療薬が適正か

どうかを判断する検査及び治療にかかった費用、これを両方とも自己負担に対しての補助金を交付するというものでありますが、この治療薬というものが高額なものなんですかね、その検査することに対し、検査費及び薬代っていうのは高額なものなんですか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。アルツハイマー治療薬補助金につきまして、アルツハイマーの治療薬、この補助金、検査と治療薬の投与という費用のところを助成しておるところですけれども、検査につきましては、まず、頭部のMR I 検査、通常、流れとしまして頭部のMR I 検査をされます。それで、その後アミロイドPET検査か、脳髄液検査か、どちらかをされるという流れになっておりまして、例えば頭部のMR I 検査ですとこの10割負担の場合1万9,000円かかります。それで、アミロイドPET検査につきましては15万円、それから脳髄液検査につきましては1万3,000円というような検査につきまして費用がかかります。

治療薬としまして、現在レカネマブという薬とドナネマブという投与薬がありまして、それぞれその方の症状によって投与する治療薬の量が変わってきますので、例えばレカネマブを700ミリグラム1回に投与されたとしますと10割で16万1,000円かかります。ドナネマブは700ミリグラム投与しますと14万円というふうな治療費がかかってきて、それぞれ自己負担額に応じて3割ですとか、2割ですとか負担いただきますので、その負担いただいた額の2分の1を補助しているというような補助制度になっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 はい。ありがとうございます。かなり高額な薬だから効果もあるであろうと、どれぐらいの効果と聞きたいところですけど、これは何とも人によって違ってしまうから、ここまでで止めます。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 関連で、はい、西尾委員。

◆西尾彰仁委員 同じアルツハイマーのこの治療薬ですけども、これは本当にいい支援だと思います。それで、65歳以上っていいですか、高齢者の方に、市民の方に実際、私もちょっとこれ当初予算で見て初めて分かったぐらいなんですけども、どのように周知徹底をされておられるのか。今年18人ですか、というようなこないだ説明受けましたけれども、フレイル予防といいますか、早期に発見して早期治療ということで健全に長生きできるんじゃないかなと思いますので、その周知徹底の手法についてをお尋ねいたします。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この補助金につきましては、まず、この検査のできる病院としまして中央病院のほうが、中央病院にまず行かれる方が多くて、何種類か検査ができる病院があるので、中央病院がこのアミロイドPET-CTという、この先ほど申した検査ができる医療機関ということで、中央病院にまず行かれる方が多いです。ですので、中央病院さんのほうに、こういった補助金の制度につきまして御説明させていただいて、アルツハイマーのその治療を始めようかなというふうなことで検査に来られた方には、こういった補助金がありますよということをお伝えいただくようなことをお願いしております。

ですので、現在その補助金の申請をされている方につきましては多くの方が中央病院から補助制度を紹介していただいて、市役所のほうに相談に行くようにということであつないでいただいて、この補助金の申請をされているといったところが流れです。あとは東部医師会を通じて、こういった補助制度につきまして周知を依頼して回っているところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。はい、関連で、岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。申請の件数が増加してきているところの中での補正予算っていうことで説明を受けていたところだったんですけども、実際の患者さんの推移っていうものはどのように押さえられているだろうかと思えます。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。患者さんの推移につきましては、昨年度の11月から補助制度をスタートいたしまして、今年度見る限り、去年、半年ほどの実績に比べましてもこの対象になる方が増加傾向ということでありますので、今後も増えていくというふうに、皆さんに御活用いただける補助金なのかなというふうには見ておりますが、実際の見込みの数値っていうのは持ち合わせておりませんが、昨年度、今年度と補助金の申請状況見まして、今後も増加するというふうに見込んでいるところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。なので、患者さんというよりは中央病院のほうに検査をされた方のほうがこういった補助金があるということをお知らせすることによって市のほうの相談件数が増えてきていることだというふうな感じでも捉えられるのかなというふうにならうと思いました。

もう1つ質問なんですけれども、こういった場合のこの先ほどの16万円の薬とか、14万とかあるんですけども、そういったときの高額療養費っていうところについては対象になっておりましたでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。長寿社会課のこの制度としてのアルツハイマー病の治療薬の補助金につきましては、医療費のそういった公的な制度とは離して、経済的な生活負担の軽減というところでの補助制度として位置づけをさせていただいております。ですので、こういった一般的な国民健康保険ですとか、協会けんぽさんの高額医療制度につきましては、うちの長寿社会課のほうのこのアルツハイマー治療薬の補助金を受けられても、ほかの治療と同じように高額医療費の制度の対象になるというふうにしております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。関連でなくてもいい。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。今の質疑を伺っていて、そうしますと、周知については実際来られた患者さんに対して病院がされているんですけども、もしこの制度を市民の方で、今、MC Iっていうか、すごく知られていますし、調べたいわ、やってみたいわっていう方については、知る方法っていうのはありますか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。各主治医さんですかね、かかりつけ医さ

んのほうにも情報を提供しておりますので、一般的に、いつも行かれるかかりつけ医さんに、もし御相談されても紹介していただけるのではないかなというふうには思っております。あと、市のほうの広報としましては、市報に載せたりですとか、ウェブサイトに乗せたりですとか、御相談のお電話等がありましたら詳しく御説明をさせていただいているというような状況です。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。関連でなくても結構でございます。はい。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆**勝田鮮二委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第138号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして議案第138号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** 質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第138号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算を採用します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆**勝田鮮二委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第140号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、引き続きまして、議案第140号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 事業別概要68ページの上段の過誤納付で還付したものについて、すみません。もう一遍説明をしていただけますか。お願いします。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。この保険料過年度分還付金というのは、例えばこの被保険者が亡くなられた場合、資格を喪失されますが、それまでの保険料等年金から引き去りというようなところで、特別徴収で引き去りがされてた場合、亡くなられた以降の分につきましてはお返しをするような制度になっておりますので、この保険料の過年度に

そういった過誤納付が発生された方に対して過誤納付分の保険料を還付するといった経費となります。以上です。

- ◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**勝田鮮二委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第140号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

- ◆**勝田鮮二委員長** 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第143号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第3号）（質疑・討論・採決）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして議案第143号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**勝田鮮二委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第143号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

- ◆**勝田鮮二委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第152号鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは、引き続きまして議案第152号鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。西尾委員。

- ◆**西尾彰仁委員** ちょっとお聞かせいただきたいし、2ページ、資料2の説明資料があるんですけども、その2の（2）の改正内容の下の米印に鳥取市社会福祉協議会が利用しない時間のみ利用可能ということでございますけれども、この社会福祉協議会さんなんかの利用ってというのは何か月前から受けて、実際どのくらい使われているのか、その辺りを教えていただけないでしょうか。

- ◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

- 松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。この社会福祉協議会さんがこれまで占用していた会議室につきましては、社会福祉協議会さんが使われるということで予約等のそういった申請は受けていなくて、この占用に当たっての届出書を出していただいていたということになりまして、今後は社会福祉協議会が使われるというスケジュールを基に、一般の方の利用

を募集かけていくということで、社会福祉協議会さんのほうにも早めのスケジュールを指定管理者さんのほうにお伝えして、一般の方がスムーズに使えるような運用をしていくというふうに話しているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 まだ何か月とかそんなに決まってないけど、早めにとということだそうですけど、本当に一般の方に使えるようにしっかり、そんな急に予約を入れて社協さん使いますっていつかぶったりする可能性もあるじゃないですか。だから、その辺はしっかりちょっと留意していただいて、一般の方と社協さんとがブッキングしないように考慮をしていただくことを要望して終わります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。第5会議室と第6会議室が新たに使えるようになるってということだと思んですけども、大体使用可能な人数っていいですか、どのくらいの人数が使える会議室でしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。第5会議室につきましては、面積が58平米ございますが、社会福祉協議会さんが使っておられたという関係で、社会福祉協議会さんのキャビネットが壁際にちょっと並んでおりまして、面積的に広いんですけども、御利用いただける面積が少しその関係で狭くなりますので、第5会議室につきましては12人の定員とさせていただきます。それから、第6会議室につきましては120平米ございまして、50人の定員というふうな設定でさせていただこうと思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今までは社協専用になっていたということなんですが、何か社協の活動がこのことで狭まるようなことにならないのかとか、ちょっと心配をするんですけど、その辺は大丈夫なんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。社会福祉協議会さんが利用されているのは平日の業務時間内が主なものでして、決まった利用っていいですか、大体会議で使われたりというところで、結構予定が立てやすい利用方法をしておられるということがあります。それから、土日は社会福祉協議会さんの使用がございませんので、一般の市民の方が利用されるのは主に土日が多いので、そういったところでも施設の有効活用といった面がありまして、土日は皆さんの御利用の希望が多いということで使っていただくということを考えております。ですので、この話につきまして社会福祉協議会さんと協議するに当たりまして、そういった土日での利用をやはり勧めたいということで話を先に進めさせていただいて、その中で平日も使わない時間は使っていただけるようにということで、今回の改正のほうさせていただいておりますので、なるべくそういった社会福祉協議会さんが使われることを優先して、一般の方に御利用いただきたいというふうには考えているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。あと、社協のキャビネットがあるってということなので、個人情報だとか、そういうのの管理をしっかりとさせていただくようにお願いします。

◆勝田鮮二委員長 そのほか何かありますか、執行部のほうで。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。はい。ここの会議室の利用につきましては、社会福祉協議会さんの活動ですとか、そういった個人情報の管理ですとか、きちんとさせていただきたいと思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第152号鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第155号鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして議案第155号鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。複数質問させていただきますが、1つずつお聞きします。まず、この各診断書、発行するのは医師、いわゆるお医者さんということで間違いないでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。はい。やすらぎにおられる医師が診断書を作成します。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。では、やすらぎにおられるお医者さん、常勤の方が何名なのか、非常勤の方が何名なのか、お尋ねします。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。やすらぎには1人医師がおられまして、状況に応じてほかの病院からお医者さんに来ていただいたりというようなことがあるというふうに聞いておりまして、お医者さんは、すみません。ちょっと確認します。

◆勝田鮮二委員長 ちょっと確認ということなんで。そのほかございますか、ほかの委員。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。やすらぎさんからいただいた資料によりますと、医師が非常勤ということで、3名の方が配置ということでありまして。ですので、こういった3名の方が順番にといいますか、おられるというふうに聞いているところです。すみま

いところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 省令に基づいて変更を行いましたということですので、地域限定保育士というのが鳥取にはない状況だけでも、法に基づいて変更を行ったという理解でいいですか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。先ほどの御質問は既に改正の内容で地域限定保育士っていうものが盛り込まれて、それが制度導入が可能な状況にあったかというような御質問だったと思います。実は、国家戦略特区っていうのは、要するに国が定めた限定的なものでございました。ですので、その特区申請をされておられる地域についてはそういうふうな制度が導入になっていたと思いますが、今回は認定を一般化すると、要するに全国展開するという意味で認定申請した地域につきましては、そういうふうな地域として認定した上で、その中に地域限定保育士、地域認定保育士というものを制度導入した上で保育士を配置していくと。

それで、あくまで、すみません。この条例の改正につきましては、その保育士という資格のことについての追加規定を盛り込むというふうな内容になっておりますので、障害児施設につきまして保育士を配置するべき、可能とするものについては地域限定保育士を改正に基づいて盛り込むというふうな改正をさせていただいているというようなことで御承知いただけたらと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 あまり難しくせずに、鳥取って国家戦略特区じゃないですよ。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。

◆岩永安子委員 だから、あまり鳥取で国家戦略特区でもないのに、前は省令に基づいて変更したということ、それから今回は地域限定保育士を保育士とみなすことができるようになったので改正をするということだと思んですが、前は国家戦略特区で省令に基づいて改正したけど、鳥取は国家戦略特区ではないので地域限定保育士さんいなかった。けど、今回は地域限定保育士さんを保育士とみなすことができるというふうに国が変えたので、そのように変えますという理解でいいですよ。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。岩永委員がおっしゃるお見込みのとおりでございます。回りくどい説明をさせていただきました。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 でも、地域限定保育士はいないので、何で改正する必要があるのかなって思うんですけど、なぜですか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。なぜ改正するのかというふうなところなんですけど、保育士につきましての規定の改正の仕方が省令が変わったために改正をさせ

せん。先ほどの説明、訂正させていただきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 それでは最後です。その非常勤の3名の方がどういったことを診療できるお医者さんなのか、それぞれお尋ねします。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。この方の業務につきましては、すみません。ちょっと調べますので、後ほど回答させていただきたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。質疑じゃなくて意見です。診断書の発行ということですので、やはりどういった診断書が発行されるかということは、執行部側も議会側も把握して承認をしないといけないのが本来の形だと思いますので、そこだけ意見申し述べておきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 その改正目的には各種診断書ってあるけども、比べられたのは死亡診断書で、市立病院と同じにするということだったんですが、さっきの加嶋委員の質問ともかぶるんだと思うんですけど、死亡診断書が多いのか、死亡診断書と比べるのはどういう理由なのかということですか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。やすらぎで発行されている診断書につきましては、死亡診断書のみが実績としてございまして、ほかの医療に係る診断書等の発行が実績としてないものですから、この各診断書ということで診断書のほうの規定は設定されておるんですけども、実際のところは死亡診断書のみが発行ということで、今回の条例改正につきましても市立病院の死亡診断書の手数料を参考にさせていただいて、増額にさせていただいているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。先ほどの加嶋委員の医師のどういった診療するのかといったようなところですけども、この施設の機能としまして、在宅での復帰を目指される方が入所しておられるということで、リハビリをされたりですとか、そういったことをされて、それに今、必要な医療や介護を提供する施設ということになりますので、医師のそういった病気といいますか、そういったことにつきましては病院に行かれたりっていうようなところで病院のお医者さんのほうに診ていただいているというふうに担当課のほうでは理解しておりまして、ちょっとそれ以外のところの診察っていうところが病院につなげるかどうかの前の診断というところをされているというふうには認識しております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 死亡診断書のみが実績だということですけども、これは市立病院は病院ですし、介護老人保健施設の死亡診断書、一緒にするという事は別に理由にならないんじゃないかなと思います。この大変な物価高もあります。長いこと上げてきてなかったっていうのは理

由にならないと思います。今の暮らしの中で、今、死亡診断書、各種診断書の料金ですが、上げるということには反対します。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は賛成で話させていただきます。やはり今までがあまりにも安かったんじゃないかなと。現在の物価状況を見ればやはり2,200円というものは妥当な金額であると思います。それと病院とやすらぎと施設は違いますが、やっぱり出されるのは医師なんで、医師が出される死亡診断書としては僕は適正な額だと考えます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。賛成の立場で討論させていただきます。鳥取市の介護老人保健施設ということもありまして、ほかのところと比べてここだけが診断書が安くなると思いますか、例えば市立病院と比べて半額ぐらいの金額になってくると、そこはまた逆に優遇をしているようなことにも見られないかなと思いますので、社会一般的な平均の価格を調べた上で市立病院に準じてというところの金額設定はおおむね妥当かなと思いますので、賛成したいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で討論を終結します。これより議案第155号鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第156号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして議案第156号鳥取市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 156号、これまで条文を見ますと、令和元年に既に国家戦略特別区の地域限定保育士が導入されたときに、既に条例変更を行っていたということだと思いますが、これによって、この条文に基づいて何か効果があったというか、つまり地域限定保育士さんを採用することができたとか、そういうことってあるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。先ほどの岩永議員の御質問の、既に改正内容は盛り込まれておるのにそういうふうな効果はなかったのかというふうな御質問だと思います。基本的には国の基準が変わりまして、それに基づきまして省令が改正になりまして、それに基づいて条例も改正をしておったというようなことでございますが、基本的には変更につきましていつでも条件を整えばできる状況があったかもしれませんが、すみません。あくまでもこれは障害福祉に関わる施設に関する保育士の配置についての規定でございますので、その可能かどうかというところについては、指導監査室としてはちょっと承知をしてな

ていただいておりますので、なぜというふうなところなんですけども、その規定の仕方が変わったということで御了解いただけたらと思います。基本的な認定地区の申請につきましては、これは鳥取県が行うことをごさいますて鳥取市は独自にそれを行うことはできませんので、その辺は御承知いただけたらというものです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 でも、鳥取県は何か来年度はその地域限定保育士の試験を鳥取でもできるようにしたいとか、そういうことを考えてるから受け皿としてこういうふうに制度を変えておけば鳥取でも、鳥取市でも受け入れることができるということで、変えるのと違うんですか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。岩永委員がおっしゃっておられます御指摘のとおりでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今、既に地域限定保育士さんの試験は保育士不足の自治体で行われていて、保育士不足はどこもなんだけど、特区ですすよね。今はですすよね。今年の10月は三重県とか滋賀県とか大阪、奈良、岡山、福岡で実施したということです。その試験のやり方について分かれば教えてください。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 すみません。基本的には鳥取県が来年度導入に向けてやっているとというふうなことは情報では聞いておりますが、試験内容等詳細につきましては把握しておりませんので御了解いただけたらと思います。基本的には来年度そういうふうな制度導入に向けて県が動いておるってというふうなことは伺っておりますが、先ほどの、試験の内容につきましても、ちょっと正確なところを理解しておりませんので、御承知いただけたらと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 特区だとか、規制緩和なので、規制緩和で保育士の資格を取れるようにするってということで、国家試験なんだけど、普通は筆記試験と実技試験があるけど、この地域限定保育士さんっていうのは、3年間特区で働くということで、筆記試験だけで実技試験はないけども講習を受ければいいというふうになっているということです。規制緩和で確保しようということの特区に限ったけど、今度は全国広げようということで、本当に潜在保育士さんがいっぱいおられるんじゃないかと思うんですけど、あるいは今、働いておられる会計年度や処遇改善が本当に後ろに追いやられることになるんじゃないかなって心配します。

もう1つ健診のことが変わるっていうふうになっとなつて、また、これ面倒なことをするんだなって思います。指導監査室として障がい児の発達支援事業所に通っている子供たちの健診の目的はどういうふうに捉えておられるのでしょうか。指導監査室ちゅうのはおかしいですかね。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室山形です。乳幼児に対する健康診断ですとか、そういうふうなのは指定児童発達支援事業者につきましては、そういうものをしてくださいと

いうふうなことで義務づけられたものでございますが、これにつきましては当然入所されたりとか、利用される児童につきましては健康状況、これは子供によって様々その発達状況というのは違いますので、これは当然事業者として把握しておくべき内容でございまして、当然その情報がなければ、当然事業者として健康診断、例えば発達状況、例えば耳の聞こえがちょっと困難があるとか、その辺は、詳細についてはちょっと分かりませんが、そういうふうな健康状況について把握をした上で指導していくといえますか、入所を受け入れていくというふうなことは当然あるべきことでございますので、そのように理解をしております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 児童発達支援事業所では、定期の健康診断というのは年2回やらなければならないというふうに保育所と同じでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 年2回というのは保育所と一緒にございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 いいですか、岩永委員。

◆岩永安子委員 この園に通っている子供たちの健診の情報が把握されれば、園での健康診断を行わなくてもよいという判断をするのは誰が判断するんですか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室山形です。判断につきましては、その園、所長というようなことになります。ただ、その判断につきましては、当然その事業所に通じております担当医がございまして、そういうふうな担当医と相談しながら、この子に対して必要な健診はどれなのかとか、追加で例えば、歯科とかそのほかの健診が、確認が必要じゃないのかというふうなことがもしございましたら、その辺は事業者が判断した上で必要な健診を受けさせるというようなことになると考えております。

ただ、それぞれ子供たちにも状態が違いますので、その状態に応じた個別の判断というのは当然必要になってくるというふうに考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、よろしいですか。

◆岩永安子委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 すみません。私も健康診査のところで1つお伺いしたいんですけども、この今回、改正内容のところの2のところ読ませていただきますと、ちょっと分かったような、何かちょっと分かりづらいんですが、要するに、例えば13ページのこの四角の表になっているところの左側のこの改正後のほうは、3段目のところで乳児または幼児に対する健康診査というふうなのがあって、先ほど年2回と言われたのは、それは要するにそういった施設の健診という意味なんですね。普段の子どもの健康診査は何か月、1歳半、あれとはまた別のものだよということではないのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 基本的には年2回というのは、定期の健康診断というのは当然必要になってくる場所ですが、それに代えることができる。すみません。先ほど年2

回の定期健康診断と、それから乳幼児健診というのは行われますけども、そういうふうな健康診査がもし把握が可能であれば、それに代えることができると、すみません。通り一遍の返答になりますが、そういうふうなことでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。分かりました。私、今、理解できてなかったもので、すみません。健康診査、健康診断というのが、ちょっと私がそういった乳幼児健康診断とか、それとごっちゃになっていたんですけども、これはここの施設でされる健康診断ということで、またそれとは違うんだよということでもいいわけですね、分かりました。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今、平野委員が言われたその乳児の例えば、6か月健診、3歳児健診とか、1歳半とか、それを受けました。その情報があれば発達支援事業所の定期的な年2回ある、例えば10月にあります。10月の定期健診をその子が、6か月健診が9月でした。じゃあ、9月に受けたばかりだから10月の園の定期健康診断はなしにすることができるということです。

◆勝田鮮二委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 すみません。御説明が丁寧でなくてお許してください。岩永委員が御説明いただいた内容で、そのとおりですね。すみません。

◆平野真理子委員 分かりました。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 この今回の議案156号で改正する中身は、地域限定保育士さんを保育士とみなすことができるということで、規制緩和を今までは限られとったけど、それを全国でということで、そういう規制緩和で保育士さんの確保をしていこうという考え方は、私は違うんじゃないかなと思います。保育士をやりたいって、だけど、いろいろ事情があってやっておられない、そういう方々、あるいは今、仕事をやっている方々の処遇改善が後ろに追いやられることになって、本当の意味での保育士さんの掘り起こしとか、採用の機会を広げていくとかいうことにならないというふうに思います。

あわせて健診についても、室長言われたように、支援事業所に通ってくる子供たちの健康状態把握するために、やっぱり園は健診を行っているわけで、まだまだ私も疑問があるわけです。その子が乳幼児健診受けているから、それを代えることができるというような、それは所長と担当医と相談しながらということなので一律にはされないかもしれませんが、してもよいという中身をつくって、枠組みをつくっていくことになるので、こういう中身には反対します。

◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 鳥取市の指定障害児通所支援に対する規制緩和ということで、規制緩和がよくないということの考え方ももちろん分かるんですけども、そうじゃなくて、どうしても少ない人員で何とかしていかなければならないという現状において、少ない人員でも何とか多くの方を支えていく、支援するということが基本にあると思うんで賛成いたします。以上です。

- ◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか、西尾委員。
- ◆**西尾彰仁委員** はい。私もちょっと賛成の立場で話させていただきます。もともと特区でやったことをしっかり国のほうも検証されて、これは効果があるという下に全国に広げておられる制度だと考えますので、多様で多くの保育士、阻害するというにはならない、逆に確保につながるもんだと考えておりますし、健診も年2回というのは、これは定期健診なんかと含めて2回は確保されているわけですから、特段の支障はないと考えるものです。したがって、私はこれには賛成いたします。以上です。
- ◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。平野委員。
- ◆**平野真理子委員** 私も賛成の立場です。先ほど健診のことで質疑させていただいたんですけども、事情によって、岩永委員の説明でよく分かったんですけども、また、子供の負担とか様々なことによって重なるところをそこに合った事情で対応してもいいという、柔軟な対応ができるということですので、子供のそうした負担にならない、また、この仕事の上でも軽減されるということで、子供にとってもいいことであるというふうに考えますので賛成いたします。
- ◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは以上で討論を終結します。これより議案第156号鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
- ◆**勝田鮮二委員長** 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第158号鳥取市介護老人保健施設の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは、引き続きまして議案第158号鳥取市介護老人保健施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岡田実委員。
- ◆**岡田 実委員** はい。何点かちょっと関連しながら質問してまいりたいんですけども、この指定管の指定管理料というところは、利用料金をもって充てるというふうにされておられるところなんです。そういうものの見方で、資料2でいただいたところの18ページなんですけども、すみません。31ページです。失礼しました。31ページの収支予算計画書を見たわけなんです。それで、ここで見るときに、ちょっと例えば、人件費の非常勤職員の給料を1つ見てみますと、令和8年度が2,777万円となっていて、これ令和9、10、11、12とずっと横ばい、2,777万7,000円というところになっております。それで、このことについてなんですけども、こういった今は賃上げとかでどんどん上がって行って、最低賃金が上がっていく中あったんですけど、ここについて確認、検討というものはされましたでしょうか。
- ◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。
- 松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。この指定管理者の提案内容につきましての審査につきましては、鳥取市福祉部、健康子ども部、指定管理者選考委員会のほうでされたところでございます。職員の人件費の具体的なところでの質問とか、そういった委員さんのほうからの質問といたしますか、確認とかは具体的な数字のところはなかったんですけども、

職員の処遇改善ですとか、職員のそういった研修についてですとか、そういったところで今後の職員さんへのそういった働き方というところでの御質問を受けて、そういったところでは協議がされているところをごさいますて、ここの収支のところの具体的な数字のところにつきましては、そういった委員会の中ではちょっとお話しはできていない状況です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。こういった収支の中身は御検討されなかったというところでお伺いしたんですが、そういった目線でもう1回ここをもう一度収支のところをまた見ていただきたいんですけども、例えばですけども、この31ページのちょうど真ん中辺りなんですけども、給食費560万9,000円と、これについてもずっと横ばいになっています。

それから先ほど松本次長さんおっしゃられました職員の給与のところについては、これ微増で上がっていつているので、ここはしっかり見ているのかなとあったんですけども、これから確実に上がるであろう経費が、これは横ばいになっているんですけど、そうなったときに今度一番下の行を見ていただきたいんですが、事業収支が取れない場合の対応策を記載してくださいというふうに、ここで管理者さんのほうが、手を挙げられた方が書いている内容とすれば、またとありましてね、人件費率を考慮し、経費節約を意識して支出を抑え、収益を確保できるように努めるとあるんですけども、こういった内容ではあるんですけど、もし、じゃあ、支出が抑えられなかったときに、このときの市の対応というのはどのようにされますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。現在のですが、物価高騰ですとか、光熱水費の高騰等に対して、臨時で交付金等が国から来た場合、随時こういったやすらぎのほうには、そういった補助としまして指定管理料よりも上乗せして交付金等を支給しているところをごさいますて、こういうふうに、物価高騰が長く続いたりですとか、そういったことで施設のほうに運営上影響が出るというようなことがございましたら、指定管理者さんのほうからの御相談等も受けるようにしておりますて、そういったふうに対応をさせていただいているところをごさいますので、今後もそういった物価高騰ですとか、施設の何らかの運営上どうしても経営が苦しくなったという場合は、指定管理者さんのほうから御相談があると考えておりますて、そのときはその都度対応していきたいなというふうには考えているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。対応してくださるということで、これ今回のここの委員会の中で、この施設の話をしているところなんですけども、うちの鳥取市の指定管、これ今回の、このたびの議会のものも含めてなんですけども、ほぼほぼ横ばいになっているものがあまりにも多くて、振り返りますとやはり賃上げが本当になされていないところも、じゃあ、それを確認しているかといったら確認もしていないところもありまして、あるいはさらに言うと、ここの、じゃあ、この施設でいきますと31ページの今度修繕費なんか見ますと、150万で年間組んであるようなところがあるんですけども、これを超えてしまつて施設の老朽劣化とかによりまして、極端な支出が発生したときに、そこに耐えることができない本市の財政状況があつたりする中で、なかなか実際に指定管を無事に運営していただくに当たつて、管理者が悲鳴を上げたときに、対

応を仕切れているかって言ったら、仕切れていない状況がある中で、さらにほかの施設もやはり同じような契約を進めているように見えるのが私の見方といたしますか、実際にはほぼほぼ横ばいのところが多いんですけども、これはあくまで意見なんですけども、先ほど松本次長もおっしゃっていただいたように、しっかりと指定管の経営状況というですか、収支が整っているか整っていないのか、あるいは施設が古くなってしまって、この150万の修繕費だけでは対応することができないものに対して、そこに対しての予算措置ができるのかって辺りをしっかりと見届けていただきたいというところを思います。これは意見であります。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。はい、ちょっと待ってください。松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。すみません。この指定管理者の指定につきまして、関連させていただき、先ほど条例改正のところ、このやすらぎの職員体制について加嶋議員の方から御説明をいただいたところですけども、確認させていただきまして、すみません。先ほど私が医師の数、非常勤3名ということでお答えさせていただいたんですけども、やすらぎの事業管理者が医師ということで配置されております。この方が常勤で事業管理者ですので、常勤で医師として勤務をされているということでございまして、併せて非常勤の職員さんは必要に応じてやすらぎの施設のほうに派遣していただいて、利用者さんの診察と言いますか、日常生活の中の診察を診ていただいております。

それから事業管理者さんがお医者さんですので、常時利用者さんの管理をしていただいているということでございます。あわせて指定管理の説明とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。失礼しました。

◆**勝田鮮二委員長** それでは討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第158号鳥取市介護老人保健施設の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対して賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆**勝田鮮二委員長** 挙手全員と認め本案は原案とおりの可決すべきものと決定しました。

陳情

令和7年陳情第20号生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める意見書の提出を求める陳情について（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは続いて陳情審査に入ります。令和7年陳情第20号生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める意見書の提出を求める陳情について委員の皆様から質疑、御意見等がございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 前回の委員会、委員が事務的手続きや事務量が大変だということで、生活保護課長に聞かれたんですけど、私は非常に残念な思いがしました。生活保護利用者の生活を、最低基準、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を保障するための生活基準、それを最大10%引き下げられた。そういう生活実態に追いやられて、この裁判を起こしておられる、

その結果の事務処理について、大変だろうという、どの程度大変なのか、みたいなことをちょっと聞かれたことについて、私は非常に残念だと思って思いましたし、憤りを感じました。委員間討議というわけではないけど。

◆勝田鮮二委員長 岩永さん、今のは意見。

◆岩永安子委員 はい。意見です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私も、意見を言わせていただきます。これは国において、しっかりとその辺を見ていただくことが必要だということで、実際は実務に当たる市の職員が大変だというのは、私も感じたところです。だから、それをしっかりと国ですね、国のほうもその分は見るような方針を厚生労働大臣が出されていますけれども、そこら辺をしっかりと確保していただきたいと思って、今回は言ったところでございます。

これはもうちょっと言いますと、令和7年6月27日の最高裁判決で、デフレ調整に係る判断の過程及び手順手続に過誤欠落があったという厚生労働大臣の言うことの指摘がされたということが発端だと思います。今は社会保障審議会生活保護基準部会の下に、最高裁判決への対応に感ずる専門委員会を設置されて検討を重ねておられるようです、国としては、違法と認定されなかったゆがみ調整なんかについて、当時の消費水準に合わせて再調整を行って、当時の下げ幅との差額を保障するというを明らかに国のほうとしてされていますので、その辺しっかりと、原告、また原告でない方も対象になる人もおられると思いますのでその辺しっかりと国の責務、また、この間話したのは、事務の大変さがあるわけですから、その辺に対してしっかりと国として対応していただきたいということで、ちょっと尋ねたのはそういう意図があつてのこととございました。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 はい。西尾委員のちょっと発言に重複することがあるかと思うんですけど、7年6月27日の最高裁判決で、基準回答による審議検討を経ていないなどと、いわゆる専門的見地に基づいた十分な説明ができていないということで、デフレ調整に係る判断の過程及び手続過去欠落があったと指摘された。これを受けて、生活保護行政の所管する厚労省としては、真摯に反省するというを表明したと私は理解しております。

その上で学識経験者の専門的見地に基づく検討を行うために、社会保障審議会、生活保障基準部会の下に、最高裁の判決対応に関する専門委員会を設置して、政府としては生活保護に基づく保護費の追加給付については、原告被告以外にも区別せずに、専門的な検証によって設定した水準で一律に実施すること、また、原告については予算措置によって保護費に代えてこの水準に相当する特別給付金を支給するという方針を表明しておるということとありますので、今後、適切に対応が行われるというふうに思われるので、この陳情に対して対応できているというふうに私は理解しておりますので、賛成できないということとあります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかありますか。岡田実委員。

◆岡田実委員 はい。これは陳情、意見といえますか、私の捉えているところなんですけども、陳情の内容は、まず、この最高裁の判決を踏まえた速やかな対応を求める意見書の提出という

ところが一番、僕は急ぎの部分じゃなかったかと思います。そんな中で今の最高裁判所が出している判決とすれば、まず1つはさっきあった、自治体によるところの減額処分は取り消してくださいと、だから元に戻して給付して行ってくださいということが1つです。この時期的なものはまだ議論が進んでいるところだと思います。急いで対応なんですけども、あとはいかに早く最高裁が出した判決をどのように急ぐかというところです。

それで、この最高裁の出している内容については、対象は300万世帯というところで、1世帯当たり10万円程度を出すと、原告は約20万ほどだと、総額は2,000億円前後に見ているんだというふうなところで、これは私の調べなんですけど、それは急いでくださいというところは、この頑張っているところじゃないかなと思います。

続いて、この陳情の中の一番下のほうにあります趣意といいますか、1つ目とすれば、違法な手続によって保護基準を下げ、長期にわたって原告生活保護利用者の生存権を侵害し、苦痛を与えたことに対し真摯に謝罪すること。この謝罪につきましては、最高裁のほうはこのように言っております。謝罪は国のほうはまだしていないというところも一人一人に対してはしていないというところがありますので、この陳情の思いというのは、そこを真摯に謝罪してくださいというふうに求めているんだなというふうな、ここは理解できました。

続いて2の項なんですけども、国の責任において生活保護費の早急支給等、全面的な被害回復の措置を速やかにするとともに、物価高騰に見合う大幅な基準引き上げを行うこととなっております。この物価高騰に伴う大幅な基準引き上げのところなんですけども、ここなんですけども、あくまでこれは生活保護費の方に対するものであって、でも、一方では、低所得者の方の物価高騰に対するものであったりとか、年金受給者に対する物価高騰に関係があったりするので、この2のほうというのは全体に及ぶ内容じゃないのかなというところに捉えました。なので、この陳情の表題から行くと速やかな対応という中に、物価高騰とか、大幅な引き上げというところは、これ目的が当てはまらないじゃないかなというふうに思いました。

それと、あと3なんですけども、違法な減額処分を行っていた経過と原因について原告弁護士、生活保護利用者など、当事者も入れた検証を行い、再発防止を明らかにすることとあるんですが、そもそもそれをやってしまった原因なんですけども、特に、先ほどからも話があったと思うんですけども、国のほうが、厚生労働省が独自に算出したデフレ調整ですか、そこに基づいて専門家部会などで議論をせずに、そういった合理性を欠いた状態の中で引き下げてしまったことなんだというところがありますので、まず、ここも原因究明に当たって、再発防止にしても、その部分は明確に出ているわけでありますので、ここはもう既に終わっているところじゃないのかなと思います。

最後に4の項の生活保護基準に連動した諸制度利用者についても影響を調査し、侵害された不利益を回復することとあるんですけども、ここちょっと調べて見たんですけども、どういうことが影響したかというところなんですけども、一番影響したのは就学援助制度とか、あるいは生活保護者の方の就学援助制度なども連動してしまって、下げてしまったというところもあるんですけども、ここについての最高裁の出した判断は、ひとまず受給者に対して引き下げてしまったものを、まず元に戻すというところがありますので、その下げたことによって様々、就学援助

制度等々に波及した内容もあるんですが、下げたものをまず上げるということがありますので、これを一つ一つどこにどういった影響が出ていったかということを確認して、そして侵害された不利益をとあるんですけども、この部分を回復することというのはちょっとここは今回の最高裁の判断をさらにちょっと外れてしまった思いが強いが余りの陳情内容になっているんじゃないのかというふうに捉えました。

なので、私は、これは表題的にいきますと最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求めるところについては、もう既に国のほうは措置のほう動いている状況ではないかなというふうに理解しました。ちょっとこれは意見でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。執行部のほうにお尋ねしたいと思います。今、岡田実委員が言われたり、西尾委員の前の質問に関連するんですけど、今回遡及する特別給付は全額国が負担をすると、普段だったら多分4分の3が国で、4分の1が地方でというようなことで記憶しておるんですが、その辺のことと、それにまつわる事務手数料とか、人件費だとか、そういったものの補助も補正予算に盛り込めたばかりだと思いますけれども、連絡がまず来ているかどうかということと、承知をされているかということをそれぞれお尋ねします。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。まず、初めに後段の質問の、国からの人件費等の補助の関係の通知ですけども、詳細なことはこれから年内に厚労省のほうが各地方自治体に対して説明会を開くということですので、その内容が来て、いろいろと調べて財政課のほうが必要であれば財政課のほうに、人事のほうが必要であれば職員課のほうに検討をして相談をして、上げていきたいと思っております。最初の御質問の特別給付金という言葉をいただきました。ちょっと制度が今回の最高裁の判断に対応した厚労省の制度、ちょっと簡単にですけど、御説明をさせていただこうと思います。このパソコンのデスクトップの背中を利用させてもらいますけれども、まず、平成25年～27年当初、これくらいの基準からデフレ調整4.78%引き下げました。これが、このたび違法とされたものでございます。このたび国の専門委員会の中で、引下げ率を2.49としました。この部分を追加して給付することになるんですけども、4.78%引き下げて2.49%でよろしいということになったので、差額の2.29%ですか、この部分を支給することになります。

これは原告、被告関係なく、この部分は支給いたします。すみません。申し訳ありません。原告、原告以外です。原告、原告以外の方関係なく、この部分を給付いたします。これは生活保護費で給付することになりますので、先ほど加嶋副委員長さんが言われたような4分の3とかっていうふうな負担率はここに関わってまいります。ここは生活保護費で給付するんですけども、先ほど言われました特別給付金、これは原告の方を対象にした給付金でございます、この部分、この原告の方はこの部分については訴訟から長年の御負担もあったということで、国のほうが全額特別給付金という形でお渡しするという仕組みのようでございます。ちょっと説明が簡単ではございましたが、以上とさせていただきます。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。お答えいただきました。議事録は原則文字で残りますので、議事事で変えるときに分かるようにということと、あと、言い間違えというのは誰でもあるんですけども、こういうところで笑い声が出てしまうから、やっぱり真摯な態度で臨んでほしいという民意が出てしまうんだと思います。今回も先ほど岡田信俊委員が紹介であった11月21日に専門委員会を立ち上げて、専門委員会がどういうふうにしていくっていうのを発表された後、28日、翌週にはもう補正予算に盛り込んでいこうというような動きが本当に速やかに対応したんだけれども、各新聞社、マスコミはかなり厳しい論調だったと思います。

なので、こういうもう悲痛な声が出ている案件について、やっぱりそれなりの心持ちで我々応じていかないといけないんだろうなというのが、これ感想ですけども、そういったことと、国が国費負担で全額しようというところが、謝罪の言葉よりもまず実費できちんと清算していこうというところの態度の表れなのかなというふうに今の説明で承知しました。説明ありがとうございました。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 国が原告と原告以外の方を分けてね、特別給付金として出すっていうようなことを決めたことがね、また、さらに国に対する怒りを招いているんだと思うんです。原告は1,000人以上の方がね、原告として裁判闘われて、だけど、その中でもう本当に200の方が亡くなっているわけですよ。それぐらいやっぱり年齢や病気やそういうことを押して闘われたわけだけど、それは原告に加われなかったたくさんの方の思いを持って裁判闘われたわけです。自分がよく、自分の減らされた分を補償してくれたらいいとか、そんな思いで闘われたわけじゃないのに、どうしてそういうことをやっぱり酌めないのかっていうところが、国がいかにか保護費が低くなって、その中で生活している、それを減らされたことに対する怒りで立ち上がられることがちっとも分かってないんじゃないのかなって思うんですよね。だから、この中段のところに、生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及びひとり親の世帯でありって、鳥取市も同じじゃないですか。半数は高齢者の方、そのほとんどは1人暮らしというような状況で、本当は原告で裁判したかった方もおられたと思うんですけど、なかなかそういうわけにいかなかったっていうところがあると思うんですよね。それで、そういうことが1つ。

それからさっき当事者を含めた検証っていうのはどんな場面でも言うじゃないですか、私たち。認知症の施策つくるときだって認知症の本人の方を含めて施策をつくっていった、それからこういう国が誤ったことをしたことについて再発防止をするために当事者の方を入れた検証を行うって、当事者の人の意見をきちんと聞いたりしてそういうこと起こさないようにする、それは政府の姿勢を正すということも含めてかもしれませんが、こんなこと私たちが施策を決めるときにだってしてくださいねって言っていることじゃないかなって思います。だから、それをもう何か、既に終わっているなんていうふうに言われるのは、私は違うんじゃないかなって思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。この陳情にあります、確かにこの1番の真摯に謝罪することっていうことを求められているのは本当にそうだなっていう、その被害っていいですか、この立場にな

られた方にとっては沈痛なことだと思いますし、長年のことだって、間違っただけをされたっということについては苦痛を与えたことに対して真摯に謝罪することってというのは本当にそのとおりだと思いますし、真摯な対応を求めたいなっていうふうに私も思います。

それで、4番目の、ちょっと執行部にお伺いします。生活保護基準に連動した諸制度利用者についてっていう、この諸制度っていうのが、先ほど、若干ほかの就学援助とかっていうこととかあったんですけど、これは今回のこの最高裁判決において、踏まえて速やかな対応を求めるっていう中にその生活保護基準に連動した諸制度利用者についてもこの影響を調査し、侵害された不利益を回復することっていうのは、この裁判結果と、この諸制度に踏み込むっていうですか、関連するっていうことについてはどんなふうに考えられるでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課西垣です。平野委員さんが言われました諸制度については、具体的にはまだ生活保護費の支給の考え方のような具体的な方針は示されていないというところでございます。今のところ、この案件につきましてもこれから厚生労働省が各自治体に説明会を開催いたしますので、その中で触れられる可能性はあるかもしれませんが、今の時点では具体的なことはまだ示されていないというところでございます。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。分かりました。今のところではこの諸制度利用者についてっていう部分については、まだ判断がしっかり決められていないっていうことですね。はい。分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑、意見を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 長年にわたって闘ってこられて最高裁が違法であるというふうに判断された、結果が出たわけです。その結果に対して、真摯な対応を求めている中身だと思います。謝罪の件、それから生活保護費の遡及支給、それから全面的な被害回復の措置を速やかに取るとともに、でするのでこの2番に書かれている物価高騰に見合う大幅な基準引上げを行うことというのは一般的な話ではなくって、生活保護利用者に対してのことです。これも当然なことだと思います。

今、国が示している中身は逆なですのような中身だというふうに思います。3番についてはさっき言いましたし、それから4番のこれは裁判結果からは外れている中身なのかも、あるいは具体的に示されていない中身かもしれませんが、生活保護基準が47の諸制度に影響を及ぼしているわけなので、そこに対して保護基準を参考にするとか、保護基準の金額を限度額にするとか、そういう形で影響を及ぼしているわけなので、それを調査し、侵害された不利益を回復することをこの陳情者が求めておられるのは当然の中身だと思いますので、私は賛成します。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 岡田です。反対の立場で討論させていただきます。まず、生活保護の皆様方がこの3年間にわたって大幅な10%ですが、生活保護費が削減された状態であった。そしてそれについて、長い時間かけて、これまで闘ってこられたことというのは、本当、そこは多くの

御心労をかけてしまっているというところは、本当に私もそこは賛同するものであります。ただ、文面審査といいますか、この陳情の中身を見させていただいたわけです。そしてやはり最高裁が言っていた内容、最高裁がどのような判決をしたのかという部分を受けての内容になってきますので、最初もちょっと長くしゃべったんですけども、例えば最高裁のほうは、先ほど諸制度利用者についてのその諸制度についてなんですけども、この先ほど岩永委員が言われました47制度というものが背後にあるというのは調べました。ただ、これらの諸制度について最高裁が制度の保障までを義務づけた裁判ではなかったというところを確認しました。

なので、本来はどんどん影響が広がっていくんですけども、ひとまず、今、被害を受けられた方々に対するその保障を、遡及の支払いを急ぐこと、それから裁判に当たって長年やはり努力されてきた方々に対しての特別給付金を上乘せする方針であること、そのような形で国のほうは今現在ではありますけども、早い段階で対応しているというふうに、私自身は判断しましたので、この陳情につきましては反対という立場を取らせていただきます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 加嶋です。反対の立場で討論させていただきます。陳情の趣旨には同情をするもので本当にこの1、2、3、4と掲げられていますけども、その前段の文章ですね、やっぱり国の責任において対応すべき事件が起きてしまったんだと、2013年から所得のある方も震災復興税ですか、所得税から2.1%ということでもう全国民が、この生活保護の方も水準を下げられたわけだし、そのほか所得ある方も国に租税を求められてというような国家の苦しい状況があって、ただ、その中で本当に水準を満たさないといけない方からにも応分の負担を求めた結果、現代に至ってはやはり遡って間違いだったんじゃないのかというのが最高裁の判決として今年出てきたと。文中に4か月以上経過した現在もとありますが、厚労省としては何とか頑張って今回の補正予算に、年度内の補正予算に補正をしました。ただ、岩永委員の賛成討論の中にもありましたけども、それでは足りないんじゃないかというようなことがあると。

そうなってくると、本来であれば令和8年度の当初予算の内容等を追って見ていくことも必要なのかなと思いますけれども、今の定例会で賛否を出さないといけないので反対の立場で討論させていただきますが、下段に示された1、2、3、4のうち、全てに同意できるものではないため反対とさせていただきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で討論を終結します。これより令和7年陳情第20号生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ、速やかな対応を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 はい。挙手少数ということでございます。本陳情は不採択することに決定しました。それでは不採択理由の確認をさせていただきます。委員の皆様から御意見等ございますか。かなり多く出ていますので、ただいまの意見を正副委員長でまとめさせていただきます、この委員会の最後に確認するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それではこれで陳情審査を終わります。以上でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 そのほか何かありますか。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課長の松本です。本日、資料のほうをお配りさせていただいておりますが、前回の委員会で報告させていただきましたやすらぎの日常生活に要する費用の改定につきましての資料に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。前回にお配りした資料の費用額につきましては、検討過程のものを掲載しておりました。大変申し訳ございませんでした。改めまして本日、お配りした資料の費用額のほうが改正後の内容となっておりますので、御確認いただけたらと思います。

それから、ちょっと資料の説明内容につきましても、もう少し分かりやすい内容に改正させていただいております。内容としましては、この費用額につきまして市内の同類の施設につきまして、利用者負担額を基に設定をさせていただいたというところは変わりはありません。ただ、検討する中で、その利用者負担額がほかの施設よりも高い施設がございまして、そこを加えないところでその施設の利用者負担額を除いたところで、平均の利用者負担額を出させていただきまして、本日、お配りさせていただきました費用額を設定させていただいたところでございます。資料にも誤りがございまして大変申し訳ございませんでした。確認のほうが不足していたということですので、今後、こういったことがないようにさせていただきたいと思しますのでよろしく願いいたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 今、報告いただきました。委員の皆様から何かありますか。特になければ。それでは以上でよろしいでしょうか。これで福祉部を終了します。福祉部の皆様は退席ください。御苦労さまでした。

それでは、次は健康こども部ですが、ちょうど時間的にお昼になりますので休憩いたします。13時から再開します。

午後 12 時 0 分 休憩

午後 12 時 59 分 再開

【健康こども部】

◆勝田鮮二委員長 それでは再開します。引き続き健康こども部に入ります。議案審査に入ります前に竹内健康こども部長より挨拶いただきたいと思います。竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 健康こども部長竹内です。よろしく申し上げます。本日は先日 12 月 9 日に御説明をさせていただきました議案 3 件、一般会計補正予算、それから条例の一部改正、それから指定管理者の指定について御審議のほうをよろしく願いいたします。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)のうち所管に属する部分(質疑・討論・採決)

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 はい。失礼します。岡田信俊です。事業別概要書22ページ下段及び23ページ上段の不妊治療費等支援事業費ということです。不妊治療の方に対しての治療費の一部を助成するものであるというふうに理解するわけですが、ここの制度概要のところ、先進医療及び自費診療というようなことで書いてあるわけですが、ちょっと詳しく教えてくださいませんか。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。この先進医療と自費診療というふうに記載させていただいております。不妊治療に係る費用に関しましては、国の制度の保険診療で3割、本人さんの窓口の負担3割負担ということで、それが一般不妊治療といます。その一般不妊治療に該当しない治療のことを先進医療とって、先進医療に対してこちらに書いております保険適用と組み合わせて実施したその保険適用とならない先進医療につきましては5万円の支給をさせていただいております。

それと自費診療というのは、保険診療につきましては40歳未満でしたら1人の子供さんについて6回まで、40歳以上43歳まででしたら3回までが保険診療での受診になりますが、それを、回数を超えたり、年齢が43歳を超えた方につきましては自費診療となります。先ほどの先進医療とこの自費診療を合わせて自費診療、全額自己負担の自費診療ということになっております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 ありがとうございます。そうしましたら、右上と申しますか、23ページ上段の特定不妊治療助成事業費にも概要説明のところ、先進医療と自費診療とあるわけですが、この違いと申しますか、を教えてくださいませんか。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。22ページの不妊治療費等支援事業費につきましては、こちらは単県、鳥取県のほうの事業で助成している事業となっております。この県の事業に該当する方について特定不妊治療助成事業費というのが、鳥取市単市での助成となっております。この先進医療自費診療に関して鳥取市で単市で助成を行っているということになります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。関連して、岡田実委員。

◆岡田実委員 すみません。今の説明の中で単県のほう、ちょっとこれ22ページの不妊治療費等支援事業費のところの歳入のところの一般財源となっているんですけど、ここに県費が入っているって捉えてよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。はい。この事業、単県事業ですけども、中核市負担金につきましては、今年度途中の補正予算分につきましては、来年度精算という形になりますので一旦、一般財源のほうで歳出させていただいております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。もう1点ですけども、この不妊治療費の関係ですけども、最初の説明の中では不妊治療費助成の申請件数増加に伴うというところが、それを受けて補正をかけていると思うんですけども、この実際に規模感、不妊治療を受けられようとする方の人数ですか、件数と言っていいんでしょうか、当初の見込み人数から今回の補正が変わるに当たっての件数をそれぞれ同じようなものだと思うんですけども、22 ページ下の不妊治療等のものと 23 ページの上段の特定診療助成のそれぞれ、もし分かりましたらお願いします。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。初めの不妊治療費等支援事業費の分につきましては、当初の見込みが 262 件を見込んでおりました。今回、補正させていただいて年度末の見込みが 342 件を見込んでおります。引き続きまして、特定不妊治療助成事業のほうにつきましては、当初予算のときには 60 件を見込んでおりましたが、年度末は 115 件の見込みということでこのたび補正予算計上させていただきました。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。この増加の要因というんでしょうか、いろいろな考え方はあると思うんですけども、どのように捉えているのかお願いします。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。件数の増加につきましては、令和4年の4月からこの不妊治療費に関しましては医療保険の適用になったんですけども、お一人の子供さんについて6回までという限度がございます。その限度を超えた方々がどんどん増えてきているという状況もありますし、やはり高年齢、43歳未満なら3回ということですけど、その後にやはり治療を続けられるという方もございますので、そういったことで増えてきているのではないかと考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。よく分かりました。ぜひしっかりと支えていってあげられるようにお願いしたいと思います。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 忘れた頃に、すみません。債務負担行為なんですけども、事業別概要の 55 ページにひとり親家庭学習支援事業費ということの債務負担の中で、ここは今後の取組の中で、公募型プロポーザルで申請していくというところなんですけども、これは何社ぐらいの予定でありますでしょうか。それから、どんな社、具体名とか分かれば、というのが、実際どのようなところがこの事業を受けているのかっていうところも知りたいというところがありまして、そこをお願いします。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。この事業につきましては現在も学習塾を経営しておられるところが、昨年度につきましては2者の応募がございました。2者のうち、1者のほうプロポーザルの入札で選定させていただきました。今年度につきましてはこれからの募集になりますのでちょっと数は未定となっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第136号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に対して賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第153号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして議案第153号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 このことについては本会議場で質疑もあつたんですけども、ちょっと聞き洩らしたところとか、確認したいところがあります。ちょっと重ねての質問になると思いますけども、よろしくお願ひします。説明資料の13ページの改正内容のところ、3行目の地域限定保育士を保育士とみなすこととする内容があります。この地域限定保育士について説明してください。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。地域限定保育士とは、国から認定を受けました都道府県又は指定都市が実施する地域限定保育士試験の合格者が、当該都道府県の登録後3年間は当該都道府県等の区域内のみで保育士として働くことができる制度でございます。また、登録を3年経過することに加え、1年以上かつ業務への従事時間数が1,440時間以上の勤務経験がある者につきましては、4年目以降通常の保育士登録が可能となり全国で働くことができる制度でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。健診のことについて伺います。家庭的保育事業、乳幼児健康診査の内容が利用開始時定期及び臨時の健康診断の全部又は一部に相当とすると認められ、かつ、その事業者が把握するときは全部又は一部を行わないことができるということなんですが、例えば乳幼児健診、6か月健診を受けたばかりだけど、定期の健診があるという場合に、その園の園長あるいは園医はどうやって受けたことを把握する、せんでもいいなという判断をどうやって

するのでしょうか。そんな一人ぼっちのときは1人しか、例えば園で例えばの話、10月定期健診があります。だけど、お誕生日があつて乳幼児健診を受けた、1歳児検診を受けたとかいうばかりの子が1人いたという場合は園の定期健診はするのかしないのか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。まず、入所児童への健康診断につきましては、集団保育への支障や児童の心身の状態に応じて保育を行うための必要な事項を確認するものでございます。こういったところから、基本はやはり園での定期的な健康診断を受けていただくということになるかと思いますが、今回の改正により、乳幼児健康診査を行った場合にこれに代えることができるという改正になりますので、ここの部分は園医さんのほうとその状況といますか、先ほど岩永委員さんのほうおっしゃられましたが、その直前に乳幼児健診を受けられたという状態ということでありましたが、その経過期間とか、あとは個別の健診の結果ですね、これが異常なしなのか、経過観察なのかによって、また、対応が変わってくるなど思いますので、そういった状況を踏まえた上で、施設側が医学的見地を持った園医さんと相談の上、それを代用するのか、定期のものを実施するのかということでは判断していただくものと考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。保育園の定期健診っていうのの目的は何なんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。保育園の児童に対する健康診断につきましては、集団保育への支障であったり、児童の個別の心身の状態に応じて行う保育の対応を考えるために、必要な事項を確認するために実施するものとなっております。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。午前中も障がい児の発達支援事業所のところで同じような改正の議論をしたんですけど、今回2つの点が変わるということで、1つはさっき言った健診の問題で、やっぱり集団保育をやっていく上で全ての子供の体の健康状態、発達、そのことがやっぱりしっかり園で把握されて、集団保育にどのようにできるのかっていうようなことを判断される上で大事なことだと思いますし、乳幼児健診とか、それから保健センターで行うような乳幼児健診などやっぱり子供にとって節々で健診をやって健康状態、発達の状態を把握するという事は大事なことで、いろんな人たちの目で子供の状態が把握されるっていうのは大事なことじゃないかというふうに思います。なので、最終的には園医さんと保育園で判断されることかもしれませんが、代えることができるっていうような枠組みをつくるということはどうかなというふうに思います。

あわせて地域限定保育士が鳥取でも試験をやればつくることができるということになるわけで、それで、地域限定保育士さんが保育士とみなすことができるということなわけですけど、

地域限定保育士さんも実技試験やってないけど、ピアノの上手な先生もいらっしゃるでしょうけど、国家戦略特区を外して緩和されてつくっていくという制度に乗った形で緩和していくということではなくて、やっぱりたくさん潜在保育士さんおられて、あるいは現に保育士をやっておられる方々の労働条件をきちんとしていくことで、保育士さん不足を解消していくということが大事なことじゃないかというふうに思います。それがないがしろにされることにつながるんじゃないかというふうに思います。なので、反対です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 私は賛成の立場で討論させていただきます。先ほど質疑で質問させていただいた地域限定保育士という意味合いを伺いまして、これはこの保育士の不足とか、そういうのを解消することにつながりますし、また、この試験を受けて合格される方っていうのは、やはり実際の資格はないけれど、保育の仕事に情熱をもって試験を受けておられるっていうふうにも伺っておりますので、そういう方に保育の仕事の可能性を広げていくっていうことも意味があることだというふうに考えております。

ですので、この保育士とみなすっていうこと、また、質疑のときにもちょっと処遇についても説明もあったのも含めまして、この保育士のことについては、私は認められることだというふうに考えます。

また、健診のことですけれども、先ほど言われたように、午前中でもありましたけども、やはりこの同じような健診を何回もしたりとか、また、そういうことによって負担の軽減を図るっていうこともできますし、それから、じゃあ、それはどういうふうにして判断するかって言ったら園医さんが判断ということで、園医さんも何をもって判断されるかといったら、そういった事前の健診だとか、そういうのも含めて判断されるのではないかなっていうふうに考えまして、特に問題はないというふうに思いますので賛成いたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。以上で討論を終結します。これより議案第153号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第159号鳥取市母子生活支援施設の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは引き続きまして議案第159号鳥取市母子生活支援施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。岡田です。資料1の43ページのほうに収支予算計画書のほうが掲載されてあるわけなんですけども、この中の給与とか、やはりあるいはその管理費の運営費であったりとか、ここ見ると、例えば、給与・賃金を見ると令和8年年度が5,564万4,000円と、これが経年で9年、10年、11年、12年というふうになったとしても、給与賃金がそのまま横スライドしていつているようなところが見えます。それからあと、管理運営費についても、これは

あくまでも小計、全部の管理運営費なんですけども、2,413万5,000円ですか、これがずっと同じ推移になっていると。

それで、ここでちょっと指摘といいますか、確認したいことなんですけども、やはりこうやって給与を最賃もこのたび1,030円に上がったりとか、ここ数年ずっと賃金が上がっていったる状況がありますし、物価高騰に伴うところとということ、諸経費がどんどん上がっていると。そこに対して収入、例えば、これ指定管ですので、収入による事業費が上がっていく中で何とか経営ができるっていうのであればいいんですけども、そこもちょっと同じ横ばい状況になっています。そこで、この、この同じ数字が推移しているということについて御所見のほういただけたらと思います。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田です。こちらは、収支予算計画書につきましては、この指定管理料というものは、国の基準に準じて定める管理運営費に要する経費というのがございまして、それは毎年、国のほうからベースアップっていいですか、その改定がなされていきます。そのの見込みが立たないものですので、現状ではこういう形で収支計画をさせていただいておりますが、それは国の基準が随時変わってきて人件費等も毎年上がっております。ですので、それで再計算し直した額を指定管理料として変更して、大体3月に変更させていただいて、2月補正で毎年改定の補正をさせていただいております、それに基づいて、また、指定管理料を決定してお支払いするという形をとっておりますので、こういう形で便宜上、同じ同額でさせていただいておりますけども、そのベースアップ部分っていいですか、国の基準が改定してくるということで認識していただければよいかと思っております。よろしくお願いたします。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。内容についてはよく分かりました。そういったその国の改定に基づいて変更していくっていう辺りの考え方につきましては、今回の鳥取福祉会ですか、そちらのほうもその辺は十分認識されているっていうふうに捉えてよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。そのとおりでございます。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第159号鳥取市母子生活支援施設の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情

令和7年陳情第18号こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）にかかわる陳情について

（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続いて陳情審査に入ります。令和7年陳情第18号こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）にかかわる陳情について委員の皆様から質疑、意見等ございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 はい。この文章見させていただきまして、一番下のところに具体的な陳情内容が①～④まで書いてあるわけです。その中で①の営利事業者を除外することとあるんですけども、この営利事業者っていうのは、いわゆる文面審査でありますから、私立も入るというふうに解釈をするということになれば、本市が認可している私立も除外されるところになるのだろうかということであれば、いささかちょっと違和感があるなというふうに思いますし、それからもう1か所、③の自由利用は行わないということではありますが、この大きなこの制度の目的として就労の有無にかかわらず柔軟に保育ができるようにする、そして子育て家庭を支援するということがありますから、それでなおかつ1人当たり月10時間だったでしょうか。これに利用できるっていうことが、この理由、私、これがいわゆる自由利用ということになるというふうに思っております、もう逆にそのほうが便利がいいんじゃないかと、なおかつ、足立議員のこの前の一般質問の市長答弁にも、そのこのことに関しては令和8年以降も国で検討中であって、基準とか、そういうものを真摯に守っていくというような言葉もありましたんで、ちょっと自由利用は行わないというのは、ちょっとそぐわないというふうに私は思っておりまして、ちょっと反対をしたいと思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。確認させていただきたいんですけども、下から2番目の3行目か、③利用方法は定期利用のみとし、自由利用は行わないことっていうのは、国の今言っている制度と違うのかなっていうふうに私は解釈したんですけど、これは国の制度と合っていますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。こども誰でも通園制度における利用方法の設定につきましては、国のこども誰でも通園制度の実施に関する手引におきまして、それぞれの特徴や留意点を念頭に地域の状況等を踏まえ自治体と事業者が相談の上、利用方法を選択したり、組み合わせで実施したりするかなどについて検討を行うことになっておりますので、自治体でここはいろんなパターンを決定すればいいということで記載がございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。そうしますと、今いろんな試験的にずっと去年からしてこられて、それは考え方をそれぞれされるだなんていうふうに思うんですけども、もう1つ、私は定期利用にした場合、やっぱりその御家庭の経費の負担っていいですか、その回数によって金額が変わってきますので、利用する。そうしますと今月は少な目でとか、そういったことがなかなかできなくなるのかなと思ったら、使われる利用者さんもちょうと負担になるんじゃないかな定期にしてしまうと、というふうに考えたんですけど、その点は負担はないんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。まず、定期利用につきましては、こちらのほうが利用する事業者を限定して登録したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定したりするなどして、特定の事業所を定期的に利用する形態ということですので、利用回数とかが決められてというようなこととは少し形態としては違うのかなと思っております。

また、自由利用ということで陳情書のほうには記載があるんですけども、実は令和6年度の試行的事業においては国の手引上も自由利用という表現がしてあったんですが、令和7年度の手引の改正において、自由利用から柔軟利用という名称に変わっております。柔軟利用につきましては、先ほどの定期利用とは異なって、事業所を特定せずに様々な事業所を柔軟に利用できるような形態のものでございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 ②に書いてあるその事業を実施する施設には定期的に訪問し、実施事業や内容を確認するとともに、必要に応じて助言や援助を行うことってというのは、これは行政に対して求めていることじゃないのかと思うんですが、現実はどうなっているのかということをお教えください。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。こちらの定期的に事業所を訪問したりする職員として本市では試行的事業を実施した令和6年度より、保育士有資格者を指導監督員として指導監査室に配置しております。こちらは子ども誰でも通園制度指導監督員でございますが、それによって事業実施の事業所を既に巡回したりして、実施状況の確認であったり、事業者への助言等を行うなど事業所への支援を行っているところでございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 それは来年度、本格実施になっても続くものですか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。継続して実施するように予定をしております。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ④なんですけどね、これは全て有資格者とするってものを求めているんですけど、実際は、もう既に条例つくっている鳥取市としては、ただし書で専任の従事者を1人とすることができるというふうに書いてるんですけど、現実はどうなってるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。まず、一般型の職員の配置基準につきましてはそれぞれの年齢に応じて職員の配置数が決まっているんですが、そのうち、半数以上が保育士の有資格者であることとなっております、それ以外は保育に関する研修を終了した者を置いてもいいということになっております。

一方で余裕活用型、こちらの陳情書に書いてあります余裕活用型で実施する場合でも全て有資格者とするということ記載があるんですが、余裕活用型につきましては、条例の基準上はこれ本体の各施設、または事業の基準によるものとされておりまして、保育所等の基準におきましては保育士の配置が必須となっておりますので、既に余裕活用型を実施する場合は基準上も

全て有資格者となっており、実際の配置も有資格者で配置されているという現状でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 余裕活用型は定員に余裕があって、3歳までだから、2歳児さんのクラスに定員に余裕があればそこで見ることができて、このこども誰でも通園制度で来た子どもに特別1人配置するとかいうことになっていますか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。余裕活用型については、先ほど委員の方もおっしゃられたように、それぞれの本体施設の定員の空き枠を活用して実施するものですので、こちら職員の配置も設備に関しても本大施設のものを利用して実施となりますので、こども誰でも通園制度専任の職員を配置するというものではございません。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ここで言っている余裕活用型で実施する場合でも、全て有資格者とするところについてというのが、今のでいくと特別専任、このこども誰でもできたこどもの専任でなくてもいいと、ここが全て有資格者とするところと言っているのは、もうちょっとそこが、私も何だか分からんようになってちやっっておりますが、本体のところはそもそも専任で、従事されなければならないとなっているけど、ただし書きで専任の、一般型は専任ですよね。会計年度だけ専任を置いているということを基本としというのはそうだと思うんですけど、余裕活用型で実施する場合、ちょっと何だっけ。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 岩永委員が悩んでいるのも何か分かるような気がして、書いてあることと現実と何かどっちがどうだったかいなという、ちょっと分かるように説明していただくこととてできますか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。この陳情の④の後述部分、余裕活用型で実施する場合でも、全て有資格者とするところということで記載があるわけですが、実際の基準上は余裕活用型で実施する場合は、全て有資格者での配置を行わないといけないということになっておりますので、私立の10園と公立の1園、11園で余裕活用型で実施しておりますが、全てその基準に沿った形で有資格者を配置して実施されている状況でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、いいですか。

◆岩永安子委員 分かりました。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。以上で質疑、意見を終了します。それでは討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。鳥取の場合は、鳥取市は今年の2月に3月、条例を制定しました。それで、必要に応じて変わることあるかもしれんけど、これで令和7年、8年以降もやっていきますっていう条例を改正しました。それで、さっき言われた④に書かれている中身はその条例の中にもう含まれて実施をされているということですし、②に書かれていることも必要なことだと思し、鳥取の場合も指導監督員として巡回をして実施をしているということでした。

この利用方法について、定期利用のみとし、自由利用は行わないという、ここで言っている定期利用、自由利用というのは、あっちこっちを利用するっていうのは、子供にとって負担がかかるんじゃないのかということ、できれば利用するときは保育園って決めたら、そこが空いているときに、そこが一般型なのか余裕活用型なのかによって違ってきたりするかもしれないけど、ある程度特定したところを利用していくというのが子供にとっての負担がないんじゃないのかなということ、陳情者は言っておられるんじゃないかというふうに思います。もともと法人を作って事業を長年やっておられるわけですので、一般的に保育事業をやられる事業者が営利を求めているというふうには思いませんが、一般的なことを言っておられるのかもしれないですけど。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員、もう少し簡潔にまとめてもらえますか。

◆**岩永安子委員** はい。福祉事業をやられるということで、私はこの1～4についてはおおむね賛成できるのではないかというふうに思って陳情に賛成をいたします。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** はい。私は反対の立場でさせていただきたいと思います。1は多様な主体を認めるという観点からすれば、対象施設を限定するというだけでなく、乳児等の通園支援事業の設備及び運営に関する基準を満たす施設であれば鳥取市は認可できることとなっております。そのようなことから営利事業者を除外視することはとても慎重にせざるを得んということで、これは駄目じゃあないかなと考えます。それから3番目ですけれども、いろんなライフスタイルがあって、そういう支援の目的としているということです。ただし、こども家庭庁さん、ここには一時預り事業なんかもありまして、そういうのを利用されるべきだと思いますので、3についても自由利用は行わないということ、これもどうかなという思いがしております。それから4番、先ほどからずっとありますけれども、余裕活用型は、もう完全に保育士でないといけんということになつとるわけですから、それはそれで、今更ここに上げて陳情するのはどうかなというところがあります。それに保育士不足が叫ばれとる昨今でございますので、一般型においては多彩な人材を活用する観点から従事者の半数以上保育士としつつ、子育て支援員研修終了者も職員として認められるということで、これは結構なことじゃないかなと考えますので、この陳情に関しては不採択といいますか、反対の意見を申し上げました。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岡田実委員。

◆**岡田 実委員** はい。私も反対の立場なんですけども、まず、①のところなんですけども、営利事業を除外するとなると、今、実際にこの市の中での私立ですか、民間ですか、民間が10園実際にあって、公立のほうは1園というところがあるので、今の現実問題、もう実態が合わなくなってしまうということもありますし、民間を除外するということになりますと、そのサービス性であったりとか、ニーズに沿っていくというふうな、そういうものさえも除外してしまうというふうなところを感じますので、ここがまず反対の1つの①の部分と、それから③なんですけども、特に自由利用、これが柔軟利用というふうに先ほど説明はあったんですけども、これがこども誰でも通園制度の本来の一番の目的に沿っている、合致している場面でないかなと思いますので、それをなくすということは、こども誰でも通園制度ではなくなってしまうよ

うなふうに捉えますので、この陳情には反対とさせていただきます。

- ◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。以上で討論を終結します。これより令和7年陳情第18号こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）に関わる陳情を採決します、本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

- ◆勝田鮮二委員長 挙手少数ということであります。よって本陳情は不採択とすることに決定しました。それでは不採択理由の確認をさせていただきます。委員の皆様の御意見等お願いします。それではこれも、ただいまいろいろ意見が出ましたので、正副委員長でまずまとめさせていただきます、この委員会の最後に確認するということがよろしいでしょうか。はい。そのようにさせていただきます。以上で陳情審査を終了します。以上でよろしいでしょうか。では、これで健康こども部を終了します。健康こども部の皆様は退席ください。お疲れさまでした。それでは少しトイレ休憩を含めて暫時休憩ということにさせていただきます。

午後1時54分 休憩

午後2時22分 再開

その他

令和8年度福祉保健委員会の視察について

- ◆勝田鮮二委員長 それでは再開します。その他ということで、まず、最初に令和8年度福祉保健委員会の視察についてに入ります。まず、日程について協議したいと思います。前半の委員会で説明のありました日程案で4月の13、月曜日から17の金曜日のうち、皆様のほうでどうしてもこの日は都合が悪いと、ちょっと真ん中だと困るんだけど、それはという方がおられましたら、はい、どうぞ。
- ◆岡田 実委員 はい。すみません。4月の13日月曜日なんですけど、ここはできたら避けていただきたいという希望です。
- ◆勝田鮮二委員長 はい。月曜日。そのほかございますか。事務局のほうは。
- 福田佳菜議事係主任 ちょっと補足事項といたしますか、させていただきますよろしいでしょうか。
- ◆勝田鮮二委員長 はい。
- 福田佳菜議事係主任 はい。飛行機で鳥取から羽田空港まで行った場合の日程についてなんですけれども、本日時点で4月の14日火曜日の8時55分第2便ですね。こちらが空席待ちというか、空きはないような状況でして15日水曜日でしたら1便、2便とも満席となっております。帰り、復路の便ですが、16日木曜日でしたら16時40分発、鳥取に18時頃に着の便が既に空席待ち、17日金曜日でしたら4便ですね、16時40分、そして5便の19時20分発の便がどちらも空席待ちとなっております。
- ◆勝田鮮二委員長 じゃあ、行けれんということ。
- 福田佳菜議事係主任 行けなくはないんですけれども、ちょっと日程を。
- ◆岡田信俊委員 14日の1便と16日の最終便で帰れるというか、今なら。

- ◆勝田鮮二委員長 今、だから、月曜日は外して、火、水、木か、水、木、金か。私の思うのには、例えば北海道、東北、千葉の辺ね、これはちょっと今のこの地震の関係で受け入れるほうも大変だと思うんですよ、逆に。だから、その辺りは避けたいということもあるので、結局日にちは、どこに行くかなんだけど、飛行機でなくても新幹線で行くんか。
- ◆岡田信俊委員 それは14日の1便と帰りが16日の2泊で帰るのであれば16日最終便じゃないと、今のところ、そこだったら何とかかなと言われて。
- ◆勝田鮮二委員長 最終便ね。
- ◆加嶋辰史副委員長 おっしゃるとおりです。
- ◆西尾彰仁委員 ここだったら、もう大丈夫。
- ◆勝田鮮二委員長 じゃ、事務局、ちょっとお願いします。
- 福田佳菜議事係主任 16日の木曜日に帰る便でしたら、3便ですね、1時25分に出て、こちらを3時前に着の便か、最終便でということになります。
- ◆勝田鮮二委員長 それか、逆に言ったら視察先とか、視察項目で皆さんのほうでぜひ、このこういう項目を視察したいとかいうのがあれば、1件でも決まればその周りで調整はできると思いますけど、何かありますか。加嶋副委員長、何かありましたらよろしく、加嶋副委員長。
- ◆加嶋辰史副委員長 はい。加嶋です。昨年度の視察のときにも打診をしたんですけども、断られた事例がありまして、神奈川県の実業だったんですけども、そのときはちょっと受け入れられなかった、もう一度そこを希望できたらなっているところですか。
- ◆岩永安子委員 何の実業ですか。
- ◆加嶋辰史副委員長 横須賀市の終活支援、一般質問でも扱わせてもらったんですけども、
- ◆岩永安子委員 就活って。
- ◆平野真理子委員 何の就活。
- ◆加嶋辰史副委員長 終わるほうです。相談窓口を行政のほうが役所内に設置されていて、それで、相談相手がない方が、誰に相談したらいいかっていうのを一旦行政で受けますよというようなことを先進的にもうされているところがあって、本市も始める前にといいところであったんですけども、そういったことであるとか、小田原市におだびよってという、子供の児童館と図書館と駅と複合施設がありまして、そういったものがあったりというようなところで、関東方面で神奈川県内で見るところができるのでないかなと、あとは農福連携をされているところも神奈川県内には藤沢市ですか、あったりしますので、そういったところはどうかというものですけど、皆さんが見たいと、さっき広報委員会も受けて、児童の総合的な相談、魚崎さんから言われたような相談窓口事業もされているところもあるかもしれないので、そういうところを探してもいいかもしれませんし。
- ◆勝田鮮二委員長 それでは月曜日を外して、火、水、木ということは4月の14、15、16で日にちは押さえてください、皆さん予定を入れないように。それから場所はできれば正副委員長に任してもらって、一応今、報告したような、九州にいかんように、いや、別に九州に行ったっていいんだけど、取りあえず、東京、神奈川の辺りで考えましょうか。場所もその辺りで、あと正副委員長にちょっとお任せいただいて、よろしくお願いします。視察の件については以上

終了ということで。

その次に不採択理由を協議したいと思います。前回の委員会において今回の委員会もですけど、不採択となりました請願の不採択理由の文章化について後半の委員会に確認することとしていました。まず、令和7年請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願書の不採択理由、お手元のそこに配布していると思いますし、まず、加齢性難聴者の補聴器購入に係るという分で、一応理由としては趣旨に賛同できないと考えるためというふうにしましたけど、何か御意見がありましたら、あまり長い文章でないほうがいいので、はい、どうぞ。

○岡田 実委員 私は賛同のほうに回ったんで、ここにちょっと意見があるんですけど、趣旨に賛同できないから反対しているものであって、じゃあ、どういった賛同できないのかっていう具体的なものがやっぱりちょっとないんだめなのかなってところで思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 その公的補助制度創設するということについては、例えば今の私たちは今じゃないかって言ったんですけど、時期尚早だとか、このいろいろここに請願に書かれている中身は結構あんなこともやってる、こんなこともやってることについては、皆さん評価していただいたんじゃないかと思うんですよ。

だから、何か趣旨に賛同できないっていうと、もう全くだめなんかなというふうな感じになるんですけど、じゃあ、例えば公的助成制度を創設することについて、今ではないと考えるためとか、何かちょっと寂しいですね、

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私、市のほうでこれから聞こえのチェックシートをしっかりとされとるといことなんで、鳥取市におけるしっかりとニーズをつかんで、その後対応することが適当であると思うためぐらいでいいと思いますけどね、つまり、これ悪いと言ってるわけじゃないです、反対だったけども。ただ、しっかりとやっぱりニーズをして本当に高価の高いものにしていかないと実際使っておられる方、聞いてみたら町村少ないんですね、3万～4万なんですけども、だけ、しっかりとそういう該当者のニーズをつかんでしっかりと対応ができる制度統一するようにしていく必要はあると思うところです。そんな感じかなというところです。以上です。はい。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 そのとおりだと思います。現時点ではというところもあったほうがいいかなと思います。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、ちょっと一旦休憩というか、ちょっと暫時休憩ちょっとさしてください。

◆勝田鮮二委員長 再開します。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 今の聞こえのチェックシート、委員さんが言われた聞こえのチェックシートとかいろんなことを進めて今後検討をする、直訴するじゃないですけど、今後検討するべきと考えるためでいいじゃないかなと思いますけどね、ニーズは言っとかない、前も言っとったな、

ニーズちゅうか、その似たようなことも言いましたよね、前にね。

◆勝田鮮二委員長 よろしいでしょうか。そうしますと、加齢性難聴者の件はよろしいですか。それでは次ですね、8号年金積立金の一部活用という分なんですけど、一応理由としては、公的年金積立金を物価高騰対策に活用することは、将来世帯のためにも適切ではないと考えるためですけども、どうでしょう。御意見をください。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 よいと思います。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですかね、8号については、それでは続いて陳情のほうでございませう。暫時休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時48分 再開

◆勝田鮮二委員長 では再開します。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 理由としては事業実施に対して本市としても実施している内容もあり、実態にそぐわないためってどうでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 よろしいでしょうか。はい。そのようにさせていただきます。続きまして20号生活保護基準引き下げの違法の最高裁判決を踏まえという陳情でございませうが、暫時休憩します。

午後2時49分 休憩

午後2時53分 再開

◆勝田鮮二委員長 再開します。岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。まず、今、本陳情に対する件について国のほうでは既に対応中であり、予算化も図っておりますので、趣旨、予算化も図っておりますのではこれなしですね。既に対応しているので陳情趣旨に賛同できないためです。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、20号の生活保護基準引き下げという件については、一応理由はそういう形でさせていただきますと思います。ちょっと暫時休憩で。

午後2時54分 休憩

午後3時3分 再開

◆勝田鮮二委員長 再開します

○平野真理子委員 はい。請願第2号のところは、現時点では聞こえのチェックシートや聞こえの相談会を進めており、今後ニーズを把握し検討するべきと考えるため。

◆勝田鮮二委員長 ちょっと聞こえの聞こえのって2回入っているんですけど、1つに絞って現時点では聞こえのチェックシートや相談会を進めており、今後ニーズを把握し検討をするべきことと

考えるため、今後ニーズを把握し検討するべき考えるためでよろしいでしょうか。そのようにさせていただきます。それから8号の年金積立金の理由です。これは公的年金積立金を物価高騰対策に活用することは、将来世代のためにも適切ではないと考えるため、続きまして陳情のほうで、平野委員。

◆平野真理子委員 意見の中では、結局、今、年金が低いということで今回こういうような請願が出てるんだってというような趣旨のことも言ったんですけども、請願の中にはそもそも年金が低いと、それで、今、物価高になったりしてスライド式とか何とかで、年金がちょっと上がったところもあると、年金上がりましたよね、少し。

逆に言えば上がったために課税されるとか、そういうので保険料が上がるって言ったかな、保険料が上がるか、課税かけて前よりも年金が減っちゃう人があるんですよね、そういうことでいくと、今の制度自体に沿わないものがあるって、今、こういうことがあるから、だけど、すみません。今、ちょっと見ました。物価上昇に見合う年金引き上げと書いてあるので、物価高騰対策という言葉が出て、いけんことはないということですよ、すみません。間違えました。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。このようにさせていただきます。そして陳情のほうでございます。18号こども誰でも通園制度、理由としては事業実施に際して本市として実施している内容もあり、実態にそぐわないため。岩永さん。

◆岩永安子委員 冒頭の事業実施に際してって要りますかね、本市として実施している内容もあり実態にそぐわないため、それだけでいんじゃあないでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 皆さんよろしいですか。そのようにさせていただこうと思います。じゃあ、前文を削除して、本市として実施している内容もあり実態にそぐわないため、このようにさせていただきます。20号生活保護基準引き下げの件、理由については、国において既に対応中であり、陳情趣旨には賛同できないため、よろしいでしょうか。そのようにさせていただきます。そのほかございませんね。それでは以上で福祉保健委員会を終了します。ご苦労さまでした。

午後3時8分 閉会

令和7年12月定例会 福祉保健委員会

(議案審査、陳情審査)

日時：令和7年12月17日(水)

10:00～

場所：本庁舎7階 第1委員会室

市立病院 (10:00～)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第146号 令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算(第2号)

福祉部 (市立病院終了後)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第136号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第4号)【所管に属する部分】
- ・議案第138号 令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第140号 令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第143号 令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算(第3号)
- ・議案第152号 鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・議案第155号 鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・議案第156号 鳥取市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・議案第158号 鳥取市介護老人保健施設の指定管理者の指定について

2 陳情【質疑・討論・採決】

<陳情(新規)>

- ・令和7年陳情第20号 生活保護基準引き下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める意見書の提出を求める陳情

健康こども部 (福祉部終了後)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 136 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 4 号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第 153 号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- ・ 議案第 159 号 鳥取市母子生活支援施設の指定管理者の指定について

2 陳情【質疑・討論・採決】

- ・ 令和 7 年陳情第 18 号 こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)にかかわる陳情

その他 (健康こども部終了後)

- ・ 令和 8 年度福祉保健委員会視察について
- ・ 不採択理由について